

第 5 期

更別村地球温暖化対策実行計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

更 別 村

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

本村における「更別村地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3により、平成13年度に第1期実行計画（5ヶ年）を策定し、今日まで地球温暖化対策を展開して参りました。

地球温暖化防止に対する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採決され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効。これを受けて締結国会議において「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議で「京都議定書」が採択され、わが国は、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012（平成24）年」の第1約束期間に1990年レベルから6%削減する目標が定められ、また、2015（平成27年）年にはフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための国際的な枠組みとしてパリ協定が採択され、国の約束草案として温室効果ガス削減目標を2030（令和12）年までに2013（平成25）年比で26%削減することとされています。

こうした国際的な動きを受けてわが国では、地球温暖化対策推進法が平成10年10月に公布され、翌年4月から施行されており、地球温暖化対策の取組みとして市町村は自らの事務・事業活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画を策定し、実行計画の策定、変更、実施状況等について公表することとされています。

地球温暖化防止に対する対策は、世界全体で取り組むべき問題であると同時に、社会経済活動や国民生活全般に深く関わるもので国、地方公共団体、事業者、そして国民一人ひとりが協力して取り組むことが必要です。わが国では、地球温暖化防止国民運動として「チーム・マイナス6%」「チャレンジ25」「Fun to Share」を展開してきましたが、さらに脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。こうしたことを背景に本村においても第5期実行計画で見直しを行ない、引き続き地球温暖化対策の推進に努めます。

この計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として、第4期の期間満了に伴い新たに第5期実行計画を策定するものです。

[用語の解説]

- ※ 地球温暖化対策推進法第20条の3 ～ 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定するものとする。（平成25年、28年改正）
- ※ 地球温暖化対策推進法第21条 ～ 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 計画の期間

実行計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3. 計画の範囲

実行計画の範囲は、更別村が行う事務及び事業に関するものとし、主な対象施設及び対象車両を次のとおりとします。（村の職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務及び事業は除きます。）

【主な対象施設】

課 等	対象施設等
総務課	役場庁舎、職員用独身寮、格納庫
企画政策課	上更別バス待合所、短期体験住宅
建設水道課	車両センター、車庫、下水処理施設
住民生活課	上更別福祉館、上更別墓地、社会福祉センター、更別憩の家、屋内ゲートボール場、リサイクルセンター、火葬場
産業課	村営牧場、ふるさと館、勤労者会館
保健福祉課	老人保健福祉センター、福祉の里総合センター、シルバーハウジング団らん室
診療所	国民健康保険診療所
教育委員会	更別・上更別小学校、更別中央中学校、農村環境改善センター、農業者トレーニングセンター、柔剣道場、コミュニティプール、更別・上更別運動広場、農村公園、勢雄地区体育館、学校給食センター
子育て応援課	更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園

【主な対象車両】

課 等	乗用車	貨物車	特殊用途	計
建設水道課	8台	6台	11台	25台
産業課		2台		2台
保健福祉課	3台			3台
診療所	1台			1台
教育委員会		1台		1台
子育て応援課		1台		1台
学校給食センター	1台	1台		2台
計	13台	11台	11台	35台

第2章 温室効果ガス総排出量の現状

本章において算出する温室効果ガス排出量等は第4期実行計画策定時に設定した基準値と比較することから、算出に使用する温室効果ガス排出係数及び地球温暖化係数は最新の係数を使用せず、第4期実行計画策定当時の温室効果ガス排出係数及び地球温暖化係数を使用しています。

○温室効果ガス排出係数

活動量当たりの排出量。「温室効果ガス排出係数」を排出活動の規模（車両であれば走行距離など）に乗じて求めた数量を温室効果ガスの排出量とします。

○地球温暖化係数

温室効果ガスは種類により地球温暖化に対する効果の度合いが異なるため、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの「地球温暖化係数」をそれぞれの排出量に乗じて求めた数量を温室効果ガス総排出量とします。

1. 温室効果ガスの種類と排出源

この計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げられている7種類のガスのうち、次に掲げるものとします。

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、石炭等の化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜の腸内発酵、下水処理等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫、カーエアコン等の使用、スプレー製品の噴射等

2. 過年度の削減取組結果

第4期実行計画では平成23年度から平成26年度までの温室効果ガス排出量実績値の平均を基準値とし、計画期間である平成28年度から令和2年度までの温室効果ガス排出量の平均値を、省エネルギーの推進により2%削減する目標を設定し、削減の取組を行ってきました。取組結果については次のとおりとなっています。

なお、第4期実行計画で定めた目標値が「平成28年度から令和2年度（5年間）までの温室効果ガス排出量の平均値」としていることから、現時点での目標達成は未確定ではありますが、平成28年度から令和元年度（4年間）の平均総排出量は、第4期実行計画で定めた削減目標2%に対して、7.36%（△226.99 t）の削減となっています。

年 度	温室効果ガス総 排出量(CO ₂ 換算)	削減量	削減率	削減目標
基準値 (H23～H26の平均)	3,085.37 t	—	—	—
平成28年度	3,000.13 t	-85.24 t	-2.76 %	—
平成29年度	2,902.41 t	-182.96 t	-5.93 %	—
平成30年度	2,735.68 t	-349.69 t	-11.33 %	—
令和元年度	2,795.42 t	-289.95 t	-9.40 %	—
令和2年度				—
H28～R1の平均	2,858.38 t	-226.99 t	-7.36 %	基準値比2%削減

3. 温室効果ガスの排出状況

平成28年から令和元年度の対象施設等における温室効果ガスの総排出量の平均値は、次のとおりとなっています。

(1) 二酸化炭素排出量

項 目	平均活動量	平均排出量
ガソリン	12,306.0 ℓ	28.30 t
軽油	66,858.0 ℓ	173.83 t
灯油	89,368.2 ℓ	223.42 t
A重油	594,425.0 ℓ	1,604.95 t
液化石油ガス	1,514.1 m ³	9.84 t
電気	1,695,455.3 kwh	813.81 t
平均排出量合計		2,854.15 t

(2) メタン排出量

項目	平均活動量	平均排出量
自動車走行距離	362,761.3 km	4.5 kg
下水処理量	35,690.7 m ³	31.4 kg
平均排出量合計		35.9 kg

(3) 一酸化二窒素排出量

項目	平均活動量	平均排出量
自動車走行距離	362,761.3 km	8.7 kg
平均排出量合計		8.7 kg

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量

項目	平均活動量	平均排出量
カーエアコン	33.3 台	0.6 kg
平均排出量合計		0.6 kg

(5) 温室効果ガス総排出量

温室効果ガスの種類	平均排出量	地球温暖化係数	平均総排出量 (二酸化炭素換算排出量)
二酸化炭素	2,854.15 t	1	2,854.15 t
メタン	35.9 kg	21	0.75 t
一酸化二窒素	8.7 kg	310	2.70 t
ハイドロフルオロカーボン	0.6 kg	1,300	0.78 t
総排出量	—	—	2,858.38 t

第3章 計画の目標

1. 取り組みの目標

平成13年度から平成17年度の第1期計画では6%の削減目標、第2期では1%、第3期では1.8%、そして第4期では2%の削減目標を掲げそれぞれ達成してきました。

これまでは2012年の京都議定書で掲げた1990年レベルから6%を削減するという国の目標を念頭に計画を策定してきましたが、2015（平成27）年に京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための国際的な枠組みとしてパリ協定が採択され、国の約束草案として温室効果ガス削減目標を2030（令和12）年までに2013（平成25）年比で26%削減することが示され、そのうち地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」の排出量の削減の目安を40%と設定していることから、その目安を念頭に計画を策定する必要があります。

ただし、国の示す目安をクリアするには新たな新エネルギーの導入が不可欠と考えられますが、太陽光発電設備などの新エネルギー設備の導入や石油などの化石燃料に代わるエネルギーへの転換などの施策については、財政面や行政サービスへの影響などを考慮すると現時点では村が主体的に推進することが困難な状況であります。

以上の理由により、削減目標についてはこれまでの計画に準じ基準値、目標値等を設定することとし、計画期間である令和3年度から令和7年度までの温室効果ガス排出量の平均値を、省エネルギーの推進により前計画の目標値と同レベルの2%削減するよう目標を定めます。

なお、計画策定後においても定期的に進捗状況を点検するなど、その取り組みを適切に推進するとともに、政府が2020年10月に地球温暖化対策に向けた国内の二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの削減目標について、2050年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」とする方針を示していることから、今後も国や道の動向を踏まえ必要に応じ実行計画の内容を見直します。

【取り組み項目と目標】

取り組み項目	目 標
1, 環境に優しい製品の購入促進	
(1) グリーン購入の推進	業務を行うに当たり必要となる物品について、環境負荷の少ない製品等を購入するよう努めます。
(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入	OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替えます。
(3) 環境に配慮した公用車、燃料の導入	公用車の更新にあたっては、低燃費・低公害車など、環境に配慮した車種を導入します。 カーボンニュートラルの観点から植物油から作られるバイオディーゼル燃料の使用に努めます。
2, 用紙類の使用量削減	
(1) 用紙類の使用量削減	コピー用紙、事務用紙の総使用量を抑制します。
3, 省資源・省エネルギーの推進	
(1) 電気使用量の削減	電気の総使用量を2%削減します。
(2) 燃料使用量の削減	公用車やボイラー等の燃料の総使用量を2%削減します。
4, 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	
(1) 廃棄物の減量化	廃棄物の総排出量を極力削減するよう努めます。
(2) 資源化・リサイクルの推進	資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を推進します。
5, 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備と維持管理の促進	
(1) 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備の推進	環境に配慮した手法の採用や建設副産物の有効利用を図り、環境負荷の低減に努めます。 太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
(2) 環境負荷の削減に配慮した施設等の維持管理	省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出防止が図られるよう、設備等の適正な維持管理に努めます。
6, 環境保全に関する職員の意識向上の促進	
(1) 環境に関する職員の意識向上に関する取り組み	職員が取り組める地球温暖化対策を推進し、更なる意識付けを図ります。

2. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の算定

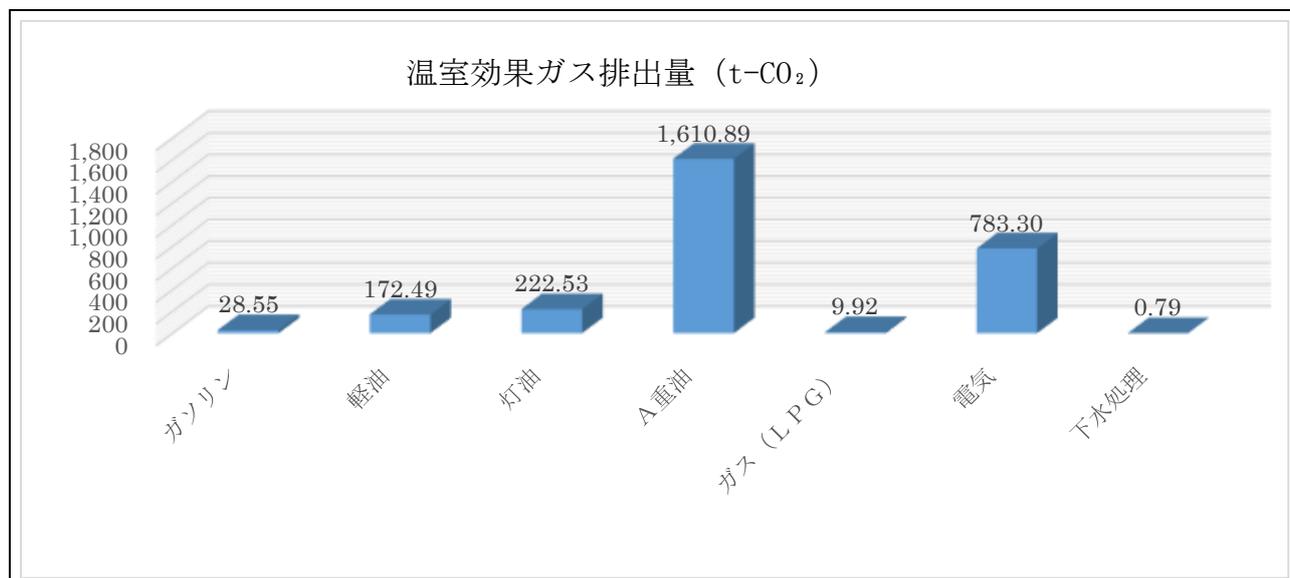
基準値となる総排出量の算定は、平成28年度から令和元年度における本村の事務及び事業全般を対象として、特に燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、自動車の走行等に伴うメタン・一酸化二窒素の排出量、カーエアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量を最新の排出係数で算出し、さらに最新の地球温暖化係数で二酸化炭素換算した数値を合算した平均値を各温室効果ガスの排出量とします。

①二酸化炭素（CO₂）

前章で設定した主な対象施設ごとに、燃料使用量（本村で使用している燃料：ガソリン・軽油・灯油・A重油・液化石油ガス（LPG））、電気使用量等を調査し、村の事務及び事業全般から排出される温室効果ガス排出量を把握します。

【本実行計画の主な対象施設から排出される温室効果ガス排出量】

調査項目		使用量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	備考
燃料の使用	ガソリン	12,306.0 ℓ	28.55	
	軽油	66,858.0 ℓ	172.49	
	灯油	89,368.2 ℓ	222.53	
	A重油	594,425.0 ℓ	1,610.89	
	液化石油ガス（LPG）	1,514.1 m ³	9.92	m ³ →kg
電気の使用		1,695,455.3 kwh	783.30	
下水の処理		35,690.7 m ³	0.79	CH ₄ →CO ₂
計			2,828.47	

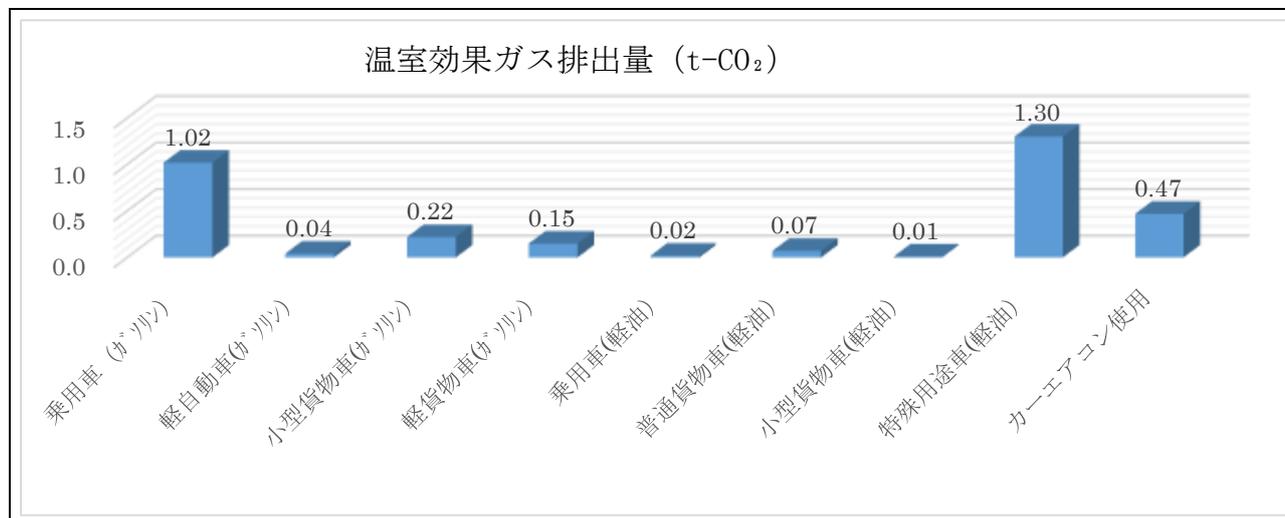


②その他の温室効果ガス（メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））

自動車の走行等に伴うCH₄及びN₂O排出量、カーエアコンの使用に伴うHFCの排出量を調査し、村の事務及び事業全般から排出される温室効果ガス排出量（CH₄、N₂O、HFCをCO₂に換算した値）を把握します。

【自動車の走行等から排出される温室効果ガス排出量】

調査項目		走行量等	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	備考	
自動車の走行	リガソ	乗用車	114,631.8 km	1.02	CH ₄ , N ₂ O→CO ₂
		軽乗用車	5,562.0 km	0.04	〃
		小型貨物車	26,651.5 km	0.22	〃
		軽貨物車	21,804.3 km	0.15	〃
	軽油	乗用車	7,372.3 km	0.02	〃
		普通貨物車	15,672.3 km	0.07	〃
		小型貨物車	4,169.8 km	0.01	〃
		特殊用途車	166,897.5 km	1.30	〃
HFC-134a（カーエアコン使用）		32.8 台	0.47	HFC→CO ₂	
計			3.30		



③温室効果ガスの総排出量

燃料や電気の使用に伴うCO₂排出量、自動車の走行等やカーエアコンの使用によるCH₄、N₂O、HFCのCO₂換算排出量を合わせたものを本村の事務及び事業全般から排出される温室効果ガスの総排出量とします。

温室効果ガス総排出量 = 2,831.77 (t-CO₂)

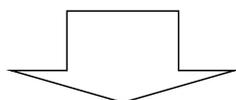
(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本村ではこれまで、暖房使用に対する適正な温度管理、照明器具・事務機器・その他電気製品の適正な使用等を推進してきました。

これからも、現在までのソフト面（職員の節減意識の向上）の取り組みの一層の推進に加え、省エネ機器等の導入を進めながら総排出量を抑制し、目標の達成に努めます。

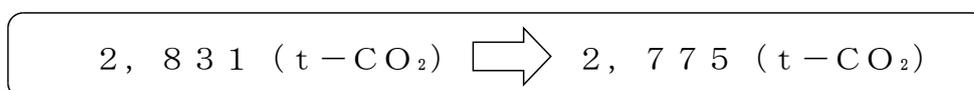
【各項目別のCO₂排出量と目標値】

調査項目		使用量（基準値）	温室効果ガス排出量 （基準値）	使用量（目標値）	温室効果ガス排出量 （目標値）	
燃料の使用	ガソリン	12,306.0 ℓ	28.55 t	12,059.9 ℓ	27.98 t	
	軽油	66,858.0 ℓ	172.49 t	65,520.8 ℓ	169.04 t	
	灯油	89,368.2 ℓ	222.53 t	87,580.8 ℓ	218.08 t	
	A重油	594,425.0 ℓ	1,610.89 t	582,536.5 ℓ	1,578.67 t	
	液化石油ガス（LPG）	1,514.1 m ³	9.92 t	1,483.8 m ³	9.72 t	
電気の使用		1,695,455.3 Kwh	783.30 t	1,661,546.2 Kwh	767.63 t	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型自動車	114,631.8 km	1.02 t	112,339.2 km	1.00 t
		軽自動車	5,562.0 km	0.04 t	5,450.8 km	0.04 t
		小型貨物車	26,651.5 km	0.22 t	26,118.5 km	0.22 t
		軽貨物車	21,804.3 km	0.15 t	21,368.2 km	0.15 t
	軽油	普通・小型自動車	7,372.3 km	0.02 t	7,224.9 km	0.02 t
		普通貨物車	15,672.3 km	0.07 t	15,358.9 km	0.07 t
		小型貨物車	4,169.8 km	0.01 t	4,086.4 km	0.01 t
		特殊用途車	166,897.5 km	1.30 t	163,559.6 km	1.27 t
HFC-134a（カーエアコン使用）		32.8 台	0.47 t	32.1 台	0.47 t	
下水の処理量		35,690.7 m ³	0.79 t	34,976.9 m ³	0.77 t	
計			2,831.77 t		2,775.14 t	



総排出量に関する目標

平成28年度から令和元年度までの温室効果ガス排出量実績値の平均を基準値とし、令和3年度から令和7年度までの温室効果ガス排出量の平均値を、省エネルギーの推進により2%削減するよう目指します。



第4章 取り組み内容

本村の事務及び事業に関する環境負荷の削減等に向けた、具体的な取り組み内容を以下に示します。

1. 環境にやさしい製品の購入促進

(1) グリーン購入の推進

《目標》

業務を行うに当たり必要となる物品について、環境負荷の少ない製品等を購入するよう努めます。

【具体的な取り組み】

- コピー用紙及び庁内印刷用紙は、再生紙の使用を原則とします。
- ファイルやノート等の紙事務用品は、古紙配合率が高く、白色度のより低いものを購入します。
- 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）は、間伐材を使用したものや、古紙配合率70%以上のものを購入します。
- 印刷物の発注にあたっては、原則として古紙配合率50%以上のものを使用するとともに、古紙配合率を明記するよう努めます。
- 使い捨て製品の購入を抑制し、できる限り詰め替え可能な製品やリサイクルが可能な製品など環境配慮型物品を購入します。

(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入

《目標》

OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替えます。

【具体的な取り組み】

- OA機器や蛍光灯等の購入や買い換え時には、省エネルギー型機器を選択します。
- 施設に設置する冷暖房は、環境保護とエネルギーの有効活用を図ることのできる機器の導入に努めます。

(3) 環境に配慮した公用車、燃料の導入

《目標》

公用車の更新にあたっては、低燃費・低公害車など、環境に配慮した車種を導入します。(令和2年度 低公害車所有台数 4台)

カーボンニュートラルの観点から植物油から作られるバイオディーゼル燃料の使用に努めます。

【具体的な取り組み】

- 環境負荷の少ない低燃費・低公害車を極力導入するよう努めます。
- 低燃費・低公害車に該当しない場合においても、必要最小限度の排気量の車両を選定するなど、より環境負荷の少ない車両を購入するよう努めます。
- 利用可能な公用車についてはバイオディーゼル燃料(B5)の使用に努めます。

2. 用紙類の使用量削減

(1) 用紙類の使用量削減

《目標》

コピー用紙、事務用紙の総使用量を抑制します。

【具体的な取り組み】

- 両面コピーや両面印刷、縮小コピーに努め、用紙使用量を抑制します。
- 会議用資料や報告書の部数は必要最小限とし、会議資料を簡素化します。
- 資料等の個人配布を極力なくし、各課・各担当で共有します。
- 庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。
- パソコン等のOA機器からのプリントアウトは、必要最小限にします。
- その他の事務用紙類の使用量を極力削減するよう努めます。

3. 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の削減

《目標》

電気の総使用量を2%削減します。

基準値 1,695千kWh ⇨ 目標値 1,662千kWh

【具体的な取り組み】

- 日常的な節電を心がけます。
- 昼休みや時間外勤務時の不要な箇所の消灯を行います。
- 廊下等の間引き消灯を行います。
- 使用していないOA機器や電化製品等の電源は切ることを徹底します。
- 廊下など共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施するとともに、トイレ、給湯室等の使用後の消灯を徹底します。
- 日常の業務を見直し、極力定時退庁するように努めます。

(2) 燃料使用量の削減

《目標》

公用車やボイラー等の燃料の総使用量を2%削減します。

	基準値		目標値
ガソリン	12,306ℓ	⇒	12,060ℓ
軽油	66,858ℓ	⇒	65,521ℓ
灯油	89,368ℓ	⇒	87,581ℓ
A重油	594,425ℓ	⇒	582,537ℓ
液化石油ガス	1,514m ³	⇒	1,484m ³

【具体的な取り組み】

- 不要なアイドリングを行わないようにします。
- 急発進、急加速などを抑制し、エコドライブを心がけます。
- タイヤ空気圧のチェックを行うなど、適正な車両管理に努めます。
- 近隣への移動は、徒歩・自転車の利用を推進します。
- 可能な場合は、公共交通機関を利用するよう努めます。
- ボイラー等の適正運転に努め、更新時にはできる限り熱効率の高い機種を選定します。
- 暖房の使用は適正な温度管理に努め、燃料使用量を常に把握し、管理を徹底します。

4. 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 廃棄物の減量化

《目標》

廃棄物の総排出量を極力削減するよう努めます。

【具体的な取り組み】

- ごみの分別を徹底します。
- 日常的な節水に努めます。
- 事務用品や電化製品の長期使用に努めます。
- クリップ類、輪ゴム、ファイル等は、再利用します。
- ミスコピー用紙や不要となった片面使用のコピー用紙は、分別して再利用します。
- 使用済み封筒は、再利用します。
- 事務・事業に係る物品等は、余剰とならないよう適正量を購入します。

(2) 資源化・リサイクルの推進

《目標》

資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を推進します。

【具体的な取り組み】

- 紙類やビン類、金属類等資源化物はリサイクルします。
- 事務機器、消耗品等の購入に際しては、リサイクル可能な商品を選択します。

5. 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備と維持管理の促進

(1) 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備の推進

《目標》

環境に配慮した手法の採用や建設副産物の有効利用を図り、環境負荷の低減に努めます。

太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。

【具体的な取り組み】

- 公共施設における敷地内緑化に努めます。
- 太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
- 省エネ、省資源設備など、環境負荷の少ない機器の導入に努めます。
- 街路灯の電球を、計画的に省エネタイプ（LED）のものに交換していきます。
- 自然光に配慮した照明の配置や自然光を取り入れる工夫を行うよう努めます。
- 野生生物の生息環境への配慮など、各種工事の実施にあたっては周辺環境への影響を考慮し、環境負荷の少ない施工方法等を採用するよう努めます。
- 建設副産物の発生を抑制する工法の採用を促進するとともに、建設残土等の有効利用に努めます。

(2) 環境負荷の削減に配慮した施設等の維持管理

《目標》

省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出防止が図られるよう、設備等の適正な維持管理に努めます。

【具体的な取り組み】

- 緑地等の管理にあたっては、農薬や化学肥料等の使用量を抑制するよう努めます。
- 省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出削減に資する設備の適正な維持管理に努めます。
- 地域における快適な生活環境を確保するため、村有林の適正な管理を始め、所管地における豊かな自然環境の保全に努めます。

6. 環境保全に関する職員の意識向上の促進

(1) 環境に関する職員の意識向上に関する取り組み

《目標》

職員が取り組める地球温暖化対策を推進し、更なる意識付けを図ります。

【具体的な取り組み】

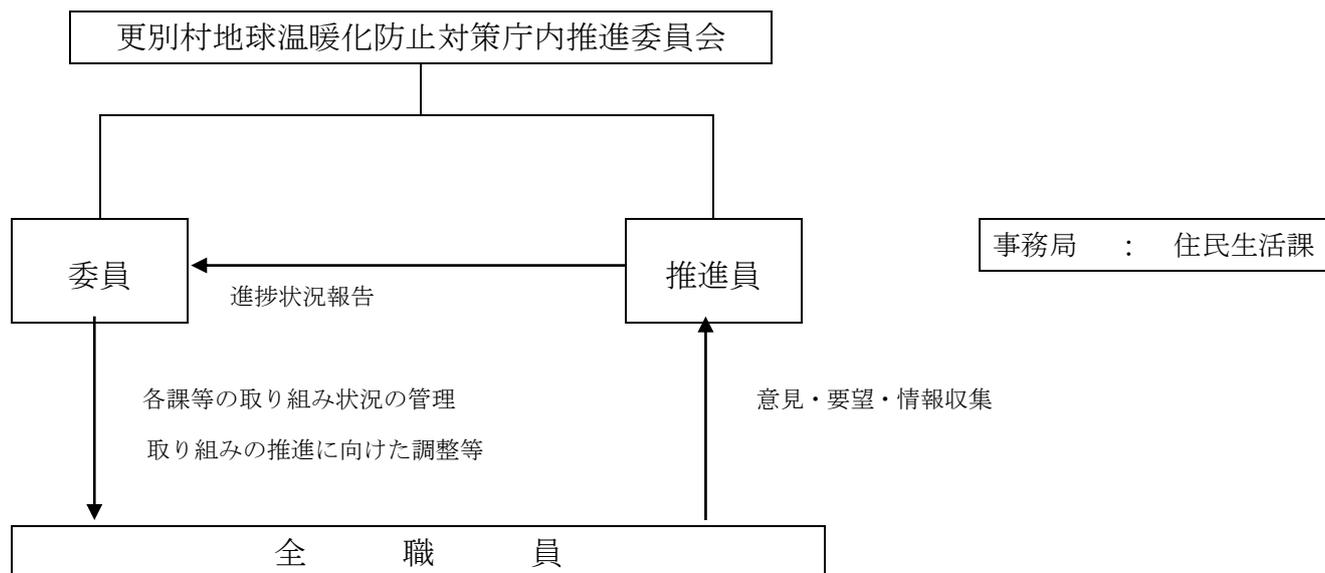
- 電気（照明器具）の消灯や電源の切り忘れに対する注意喚起をします。
- 環境に関するポスターを掲示し、意識向上を促します。
- 環境保全活動への職員参加を推進します。（ゴミ拾い、花植え等）
- クールビズ、ウォームビズを実践し、季節に適した服装で業務を行います。
- 6月から9月までの第一金曜日をノーカーデーと定め、職員のノーマイカー通勤を推進します。

第5章 計画の推進と点検・評価

1. 計画の推進・点検体制

本実行計画の全庁的な推進と適正な進行管理を行うため、必要に応じ「更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を活用します。

《組織図》



(1) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会委員

副村長が委員長、教育長が副委員長、課長職が委員となり、更別村地球温暖化対策実行計画の策定・見直し、計画全体の進行管理及び各課等における取組状況の管理を行うとともに、取り組みの推進に向けた調整等を行います。

(2) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会推進員

- ・所属する部署に関する環境負荷を削減する行動の進捗状況を点検、把握して推進委員会に報告します。
- ・地球温暖化対策の推進に関する各職員の意見、要望その他の情報を収集し推進委員会に報告します。

(3) 全職員

全職員は、各課に属する委員・推進員を中心とし、本実行計画に基づき積極的に環境負荷を削減する行動を実施します。

2. 職員に対する研修等

本実行計画を実践していくためには、職員一人ひとりが環境問題に関して正しい認識を持ち、事務・事業を進める上で自主的に行動していく必要があります。このような認識に基づき、先に述べた推進委員会が中心となって全職員に対する研修の機会を提供し意識啓発に努めます。

3. 取り組みの実施状況の点検と評価

(1) 取り組みの実施状況の点検、評価

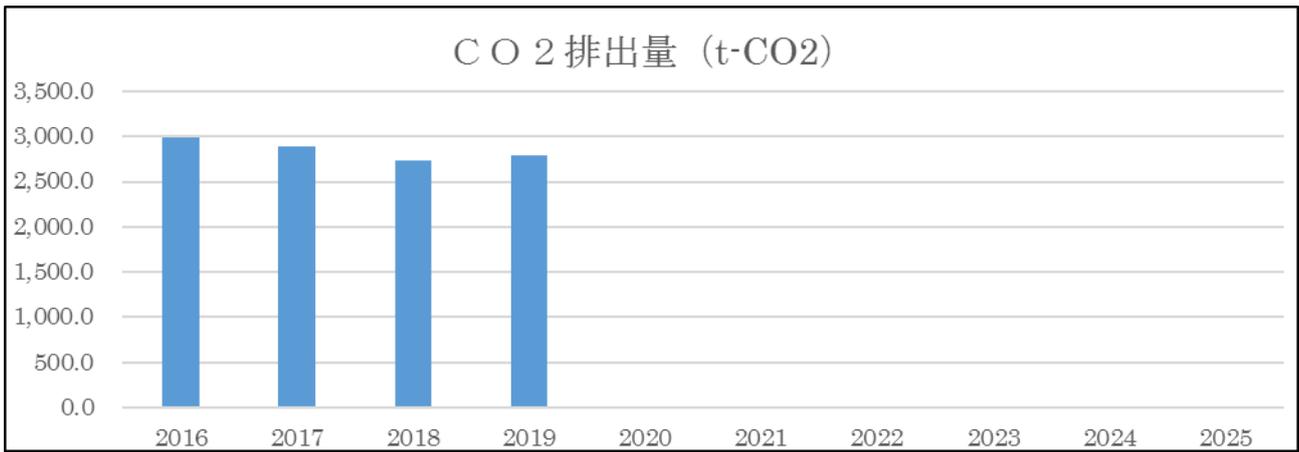
本実行計画に基づき、全職員が環境保全に関する具体的な取り組みを実施します。

推進員は取り組み状況、エネルギー使用状況等を把握し推進委員会に報告します。

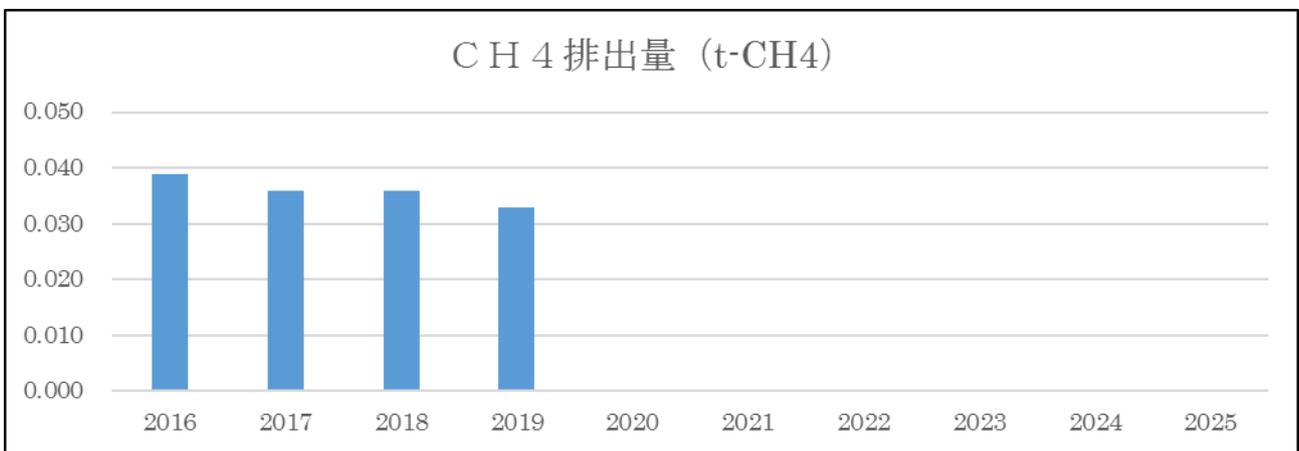
推進委員会では、各課及び出先機関での取り組みが適切に行われているかを点検、評価し、環境配慮活動を進めていく上での調整・指導等を行います。

(2) 点検結果の公表

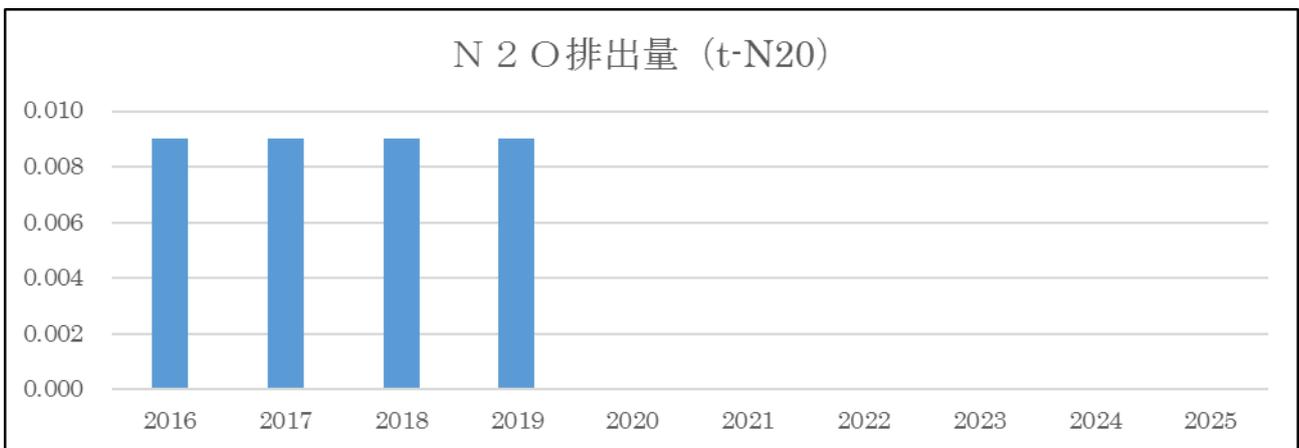
温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等については、事務局が取りまとめ公表するものとします。



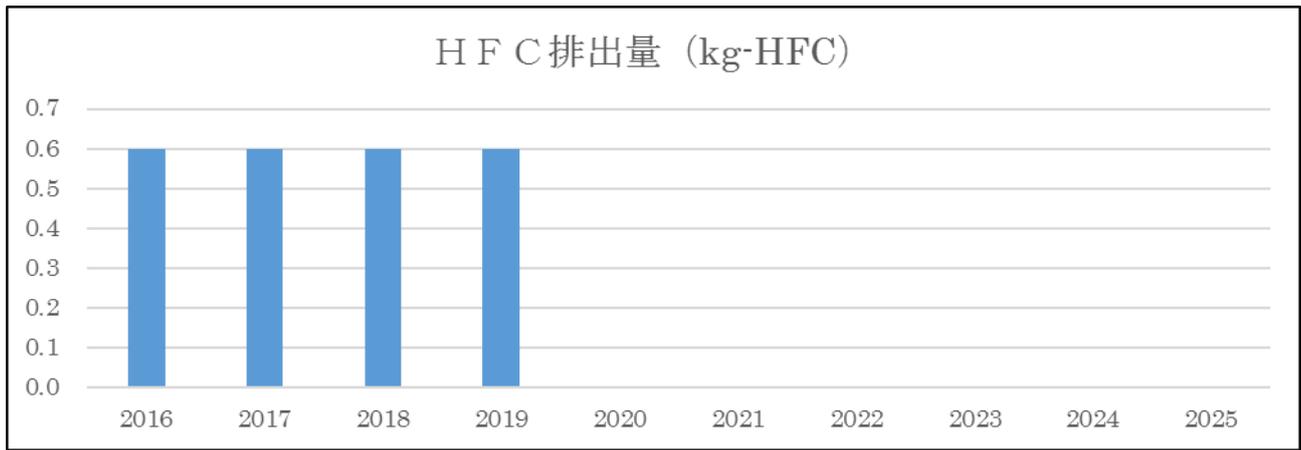
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
2,995.9	2,898.1	2,731.4	2,791.3						



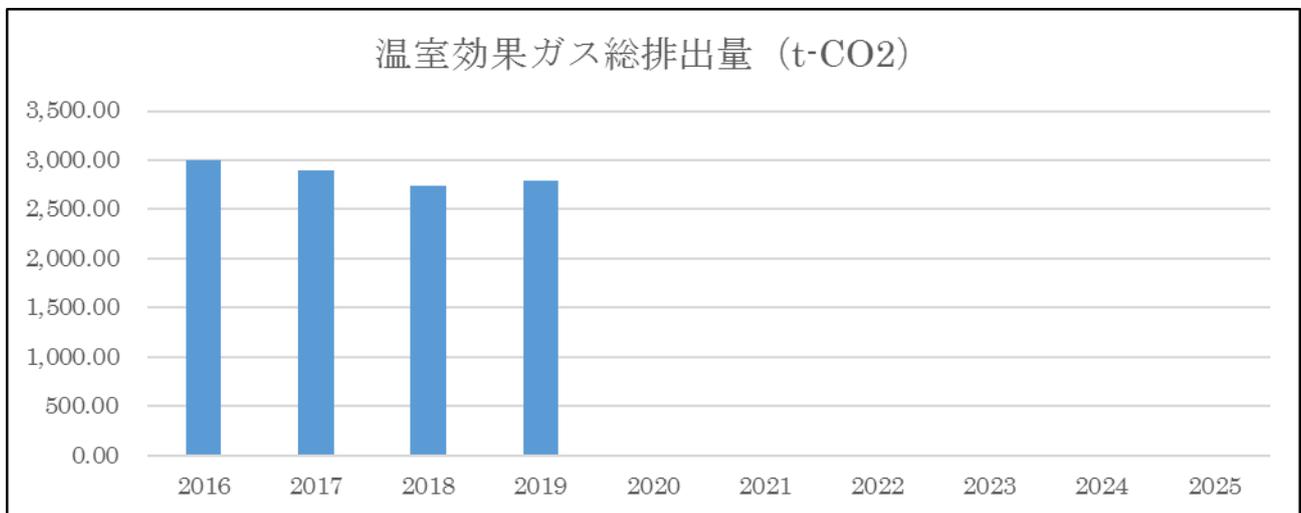
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
0.039	0.036	0.036	0.033						



2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
0.009	0.009	0.009	0.009						



2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
0.6	0.6	0.6	0.6						



区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
C O 2	2,995.85	2,898.14	2,731.37	2,791.29						
C H 4	0.81	0.75	0.75	0.70						
N 2 O	2.70	2.78	2.76	2.64						
H F C	0.77	0.75	0.80	0.80						
合計	3,000.13	2,902.42	2,735.68	2,795.43						